

## ぎがいきほんじょうりい

### Q：議会基本条例とは

A：議会運営の理念、町民と議会、議会と町長との関係等について明文化したものの二元代表である議会が主権者の負託に応えたまちづくりのために議会運営に関する最高規範として位置づけるもの。

### Q：条例制定の必要性

A：①理念を全議員で共有し議会の基本姿勢を明らかにする。議会活動の活性化や議論の充実を図る。

②町民に開かれた議会になるよう情報公開と町民参加の推進に努めるとともに議会改革と自己研さんを継続し、公平公正な議会運営を徹底し、町民の信頼と負託に的確にこたえる議会を目指す。

③議員は常に町民に対する議決責任と説明責任を果たし、信頼される議会とするために不断の努力を貫く。

### Q：議会の本質とは

A：議会は予算や条例をはじめ自治体の重要な決定権を持つている。それゆえに議会が良い決定を導き出すため

に、決定に先立って自由討議を行い論点・争点を多様に引き出さなければならぬ。

### Q：議会のあり方を考えるときにおさえておきたいこと

A：①議会と町民の関係  
町民の代表制の運営、したがって議会の運営にも日常的に参加する参加民主主義を制度化すること。

### ②首長と議会の関係

議会在が首長と行政に対して、政策の水準を高めるために厳しく、かつ効果的チェック基準等を定めて、監視機能を果たす。

### ③議員の相互間の関係

議員同士が自由闊達に議論（自由討議）すること。

### Q：議会が自治体の政策に大きな影響を与えるようになるか。

A：町民の議会に対する評価が高まれば議会に対する町民の参加意欲が増し、それがさらに議会の力量を高めることにつながる。様々な年代や多様な町民から議員のなり手の出現が期待できる。

## これまでの活動より

○モニターとの意見交換  
(8月21日)※1

議会の活性化について、議会モニターと意見交換を行いました。



○法政大学廣瀬克哉教授の講話・意見交換  
(10月2日・リモート開催)※2

全国888議会が議会基本条例を制定している現状を踏まえながら、下川町議会の取り組みについて助言をいただきました。



○芽室町議会との意見交換  
(10月13日・リモート開催)※3

先進事例として、芽室町議会の状況を聞き取り調査し質疑を行いました。



### ②今後の予定 (10月15日～)

日時	調査内容
～11月13日	パブリックコメント →
11月中	「議会基本条例」条例 素案整理
〃	町との協議
〃	専門家等からの助言
12月	「(仮称)下川町議会基本条例」提案 (第4回定例会)
12月～(予定)	条例制定後、施行までの期間を周知期間に充てるとともに、関係条例の条文整理作業を行います。



※町民との意見交換  
本来であれば、直接様々なご意見をいただきたところですが、新型コロナウイルスの状況を鑑み、現時点では開催が難しいと思われま。ぜひ、パブリックコメントへご意見をお寄せください。

※条例案策定作業と並行して、町との協議を続けてまいります。

※条例公布後は、議会だより、ホームページ等で広報活動を行います。